

## 申告に必要なもの

①本人確認書類 + 番号確認書類  ※AまたはBのいずれか	A マイナンバーカード（個人番号カード）  B <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 運転免許証、健康保険証、パスポートなどから1点</li> <li style="text-align: center;">+</li> <li>└ 通知カード、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)などから1点</li> </ul>
②収入を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 源泉徴収票（給与、公的年金等）</li> <li>• 営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください。</li> <li>• 支払調書（配当、原稿料等）</li> <li>• 株式等の年間取引報告書</li> </ul>
③控除を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民年金保険料の控除証明書</li> <li>• 国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知</li> <li>• 生命保険料、地震保険料の控除証明書</li> <li>• 障害者手帳 など</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人名義の通帳（銀行名・支店名・口座番号が分かるもの）</li> <li>• 筆記用具、計算機など</li> </ul>

## 「障害者控除対象者認定書」を交付しています

市では、障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、一定の条件を満たす方に対し、障害者に準ずるものとして市長が認定する「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

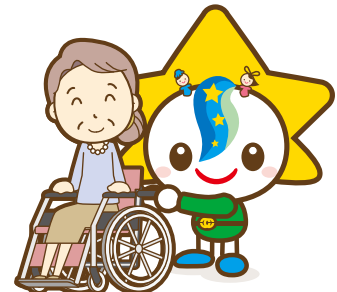
この認定書により、所得税の確定申告や市民税・県民税の申告の際、障害者控除の適用を受けることができます。

◆対象者 次の全ての要件を満たす方

- 65歳以上の方
- 令和4年12月31日現在、要介護（要支援）と認定され、認知症または身体の障害が一定の基準に該当する方  
※介護保険の認定調査資料等を基に審査します。

◆申請方法 高齢者支援課に申請書を提出してください。

◆手数料 1通 300円



※障害者手帳等をお持ちの方、所得税や住民税が非課税の方は、申請する必要はありません。

問合せ 高齢者支援課（2階） ☎(20)1572 FAX(26)6788